

東京学芸大学で実施する授業料免除について（令和2年度以降）

令和2年（2020年）度から実施された国の「高等教育の修学支援新制度」とそれに伴う経過措置により、本学では以下の**2種類**の授業料免除を実施しています。

- ①：学部学生（日本人及び日本永住者）対象の「高等教育の修学支援新制度」による授業料免除
- ②：学部学生（私費外国人留学生）、大学院生、特別専攻科生及び2019年度以前に入学した学部学生（日本人及び日本永住者）対象の、本学基準により実施する授業料免除（経過措置）

各学生が申請できる制度は、下表のとおりです。なお、**免除と徴収猶予は併願できません。**

		授業料免除		授業料徴収猶予
		①新制度	②従来	
学部学生（日本人・日本永住者）	2020年度以降入学	○	×※1	○
	2019年度以前入学	○※2	○※2	○
学部学生（私費外国人留学生）		×	○	○
大学院生・特別専攻科生		×	○	○

※1 被災、及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変を事由とした申請は可能。

※2 ①と②の併願が可能（判定結果が異なる場合は、学生により有利となる判定を採用）。
②のみを申請することはできない。必ず日本学生支援機構の給付奨学生の申請手続きを行う必要がある。

授業料免除は、学生種毎に以下のとおりとなります。

		日本学生支援機構 給付奨学生に対する 授業料免除	⇒	大学の基準による 授業料免除	⇒	最終的な 免除額	
学部	日本人・ 日本永住者	令和2年度以降に入学	⇒	第Ⅰ区分（全額免除） 267,900	⇒	不要 ⇒ 267,900	
				第Ⅱ区分（2/3免除） 178,600	⇒	対象外 ⇒ 178,600	
				第Ⅲ区分（1/3免除） 89,300	⇒		
				不許可	⇒	⇒ 0	
	日本人・ 日本永住者	令和元年度までに入学	⇒	⇒	第Ⅰ区分（全額免除） 267,900	⇒	経過措置 不要 ⇒ 267,900
					第Ⅱ区分（2/3免除） 178,600	⇒	全額免除 267,900 ⇒ 267,900
						⇒	半額免除 133,950 ⇒ 178,600
						⇒	不許可 ⇒ 178,600
					第Ⅲ区分（1/3免除） 89,300	⇒	全額免除 267,900 ⇒ 267,900
						⇒	半額免除 133,950 ⇒ 133,950
						⇒	不許可 ⇒ 89,300
					不許可	⇒	全額免除 267,900 ⇒ 267,900
⇒	半額免除 133,950 ⇒ 133,950						
⇒	不許可 ⇒ 0						
私費外国人留学生	⇒	⇒	⇒	対象外	⇒	全額免除 267,900 ⇒ 267,900	
				⇒	半額免除 133,950 ⇒ 133,950		
				⇒	不許可 ⇒ 0		
修士・教職大学院・博士・特別専攻科	⇒	⇒	⇒	対象外	⇒	全額免除 267,900 ⇒ 267,900	
				⇒	半額免除 133,950 ⇒ 133,950		
				⇒	不許可 ⇒ 0		